

多良間村防災情報伝達システム整備業務委託
プロポーザル実施要領

令和 7 年 7 月

多良間村

1. 目的

現在、多良間村（以下、本村という）で運用している防災情報伝達システムを令和 7 年度より全面更新するにあたり、村民への効率的な情報発信のためのシステム運用を維持するため、プロポーザル方式により、受託事業者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

多良間村防災情報伝達システム整備業務委託

(2) 業務内容

別紙「多良間村防災情報伝達システム整備業務委託 要求水準書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

(4) 提案上限額(事業費)

総額 203,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※運用保守費は含めない。

3. 参加条件

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 沖縄県内に本店又は支店、営業所等を有している者

(4) 多良間村暴力団排除条例第 2 条第 1 項に該当しないものであること

(5) 県税、法人税(個人の場合は、申告所得税及び復興特別所得税)、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(6) 過去 12 年以内に沖縄県内で発注された同種業務(60MHz 防災行政無線(QPSK)又は IP 告知システム)の 1 億円以上(親局設備及び子局設備を含む)の元請施工実績を有すること。

(7) 令和 7 年度現在、沖縄県内の離島にて同種業務(60MHz 防災行政無線(QPSK)又は IP 告知システム)の保守契約を行っていること。

(8) 多良間村入札参加資格者名簿に登載され、電気通信工事において特定建設業の許可を有している者であること。

4. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 7 年 7 月 7 日（月）午後 17 時まで

(2) 受付方法

質問書(様式第2号)を事務局あて電子メールで提出すること。

※メール送信後は、受信確認を行うこと。

(原本は、企画提案書等の提出時に郵送または持参で提出すること。)

(3)回答方法

質問への回答は令和7年7月10日を目途にHPで公表する。

5. 参加申込

(1) 参加申込方法

以下の書類を事務局あて電子メールで提出すること。

※メール送信後は、受信確認を行うこと。

① 参加申込書(別添様式1)

② 3. 参加条件(6)を証明する書類の写し

(①②の原本は、企画提案書等の提出時に郵送または持参で提出すること。)

(2) 申込締切

令和7年7月14日(月)午後17時まで

6. 選定スケジュール

項	イベント	期日
1	プロポーザル公告	令和7年7月2日(水)から
2	質問締切	令和7年7月7日(月)まで
3	質問回答	令和7年7月10日(木)[予定]
4	プロポーザル参加申込期限	令和7年7月14日(月)
5	提案書等の提出期限	令和7年7月18日(金)
6	プレゼンテーション(審査会)	令和7年7月25日(金)
7	審査結果通知	令和7年7月28日(月)[予定]
8	契約	令和7年7月31日(木)[予定]

7. 企画提案書

(1) 参加申込書を提出したものは、次に掲げる書類を作成し、正本1部、副本8部を提出すること。

No.		備考
1	企画提案書 (様式第3号)	・A4版、横15ページ以内。やむを得ずA3版を利用する場合は、2ページと換算する。

		・企画提案書には、以下事項の順で提案を含め簡潔に記載すること。 - コンセプト - 企業概要 - 操作性 - 運用性 - 耐災害性 - 施工体制・施工計画 - 保守性 - 拡張性
2	企業概要書 (様式第4号)	・企業の保有する資格や実績を評価する。
3	技術者経歴書 (様式第5号)	・プロジェクト責任者資格や実績を評価する。
4	見積書（事業費）	本業務の事業費を見積もること。A4判であれば自社様式で可。以下の点に留意すること。 ・提案上限額を超えてはならない。 ・機器・労務・部材費等の内訳及び単価、工数等を記載すること。 ・見積りは、「多良間村防災情報伝達システム整備業務委託 要求水準書」及び提案内容に沿ったものとする。 ・提出後、費用の構成内容を参加者間でそろえて再提出を求める場合がある。
5	見積書（運用保守費）	本業務の運用保守費を見積もること。A4判であれば自社様式で可。以下の点に留意すること。 ・システム導入後10年間の保守費用について、各年度における概算費用及び総額を提示すること。 ・中間更新の費用も含めること。 ・通信費、電気料も概算で提示すること。 ・保守要件は、平日9～17時受付、駆け付け対応平日9～17時、修理部品費用別途、保守点検年2回とする。 ・提出後、費用の構成内容を参加者間でそろえて再提出を求める場合がある。
6	工程表	契約締結日から事業完了まで

(2) 提出期限

令和7年7月18日（金）17時必着

(3) 提出方法

郵送または持参で提出するものとする。不慮の事故等による紛失または、遅延につい

ては一切考慮せず、不参加とみなす。

8.プレゼンテーション

(1) 日程

令和7年7月25日(金)予定。開催日時については別途通知を行う。

(2) 内容

プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分以内を予定している。

(3) 出席者

出席者は参加事業者及び装置製造会社(メーカー)から4名以内とする。

(4) 留意事項

プレゼンテーションの実施にあたり使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、大型モニター、電源コードリールについては、村で用意する物を使用可とする。事前に動作確認したい場合には連絡すること。

9.受託候補者の選定(審査の実施)

(1) 企画提案選定委員会の設置

企画提案の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するため、村が設置する企画提案選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において審査を行う。

(2) 審査

① 審査は、選定委員が審査票により採点し、合計点を算出する。

② 合計点が同点の場合、当該同評価者の中から、委員の合議により選定するものとする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和7年7月28日(月)頃に参加事業者に電子メールで通知するとともに、本村ホームページに掲載する。

10.参加の辞退

提案参加申込後にやむを得ず参加を辞退する場合、または、提案書を提出しなかった場合は、「参加辞退届」(任意様式)を事務局に提出すること。提出にあたっては次の点に留意すること。

11.留意事項

(1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等、企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については返却しない。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は、軽微な変更を除き、原則として認められない。

(4) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

- (5) 企画内容については、受託業者を決定するためのものであり、そのとおりに実施するものではなく、受託業者の企画書等を基にして、実施段階において予算や諸事情を勘案し、村との協議により実施内容を決定することになる。
- (6) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。
- (7) 1 者当たり、提案は 1 件とする。
- (8) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本要領に違反すると認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
 - キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (9) 検討すべき事項が生じた場合は、多良間村 総務財政課と受託者として別途、協議して決めることとする。

12.. 書類の提出及び問い合わせ先

多良間村役場総務財政課 担当：兼本

住所：〒906-0692 沖縄県宮古郡多良間村宇仲筋 99-2

TEL：0980-79-2011

Email：soumutrm@vill.tarama.lg.jp